

政 法 第 1 2 5 3 号
答 申 第 4 4 3 号
平 成 2 8 年 7 月 2 6 日

千葉県知事 鈴木栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年4月15日付け東地振第77号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第548号

平成26年3月7日付けで異議申立人から提起された、平成26年2月5日付け東地振第789号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

実施機関が、平成26年2月5日付け東地振第789号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が平成26年3月7日付けで提起した異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）において、異議申立人が主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

交差点名の不開示は、「場所については個人に関する情報であって特定の個人を識別することはできないが開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、また、その他については個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため。」との理由であるが、交通安全推進隊ボランティア活動は、公衆の面前で、顔を隠さず、誰もが知っている実情で、不当である。

同封の写真の交差点は〇市立〇〇〇小学校に面しており（当該小学校に面した交差点は1箇所）、女性を含む3人が配置されている。開示された交通安全推進隊の活動計画表及び結果表は、県の職員が偽造したものである。上記から真実の開示報告書ではないので、ご検分いただきたい。

3 意見書の要旨

(1) 平成26年6月18日付け意見書

千葉県情報公開審査会は、自ら調査・審議せず、千葉県の保護のための当該審査会であり、県民のために設置された存在ではない。再度、ご検討を願う。

(2) 平成28年3月2日付け意見書

〇市立〇〇〇小学校に面した交差点に配置された方が、交通安全推進隊員であるか否かを異議申立人は知りたい情報であり、仮に千葉県の交通安全推進隊でなければ、異なる場所であるとの回答を求める。

「交通安全推進隊員には、氏名や発行番号、保険番号等を記載した登録証を交付しているが、これを活動の際に携帯することとなっており」、と記載があるが、平成23年度平成24年度において、「登録証」を携帯した隊員はいなかった。

○市立○○○小学校に面した交差点に配置された方が、千葉県交通安全推進隊員でなければ、一体、千葉県交通安全推進隊員の方はどこで活動しているのか、活動していないのではないかと思料しているため、健全な交通安全推進の活動をしているか否かの確認を千葉県に求める。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 平成26年5月20日付け理由説明書

(1) 行政文書開示請求および対象文書の特定について

異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）に基づき、平成26年1月7日付で、「申請人が、平成25年11月21日付けの開示請求について、平成25年12月18日行政文書開示決定通知書（東地振第707号）があり、開示された書面の「平成23年度交通安全推進隊活動計画表」及び「同活動結果表」の場所を記載する欄の交差点名の開示」及び「推進隊が配置された交差点名と真実の交通安全推進隊の活動結果表の開示」との行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対して、実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として「平成23年度交通安全推進隊活動計画表（3名分）」（以下「計画表」という。）及び「平成23年度交通安全推進隊活動結果表（3名分）」（以下「結果表」という。計画表及び結果表を併せて「本件決定文書」という。）を特定し、本件決定を行った。

(2) 本件決定文書の内容

本件決定文書は、○市立○○○小学校区の交通安全推進隊（以下「推進隊」という。）が、それぞれ当該年度の活動計画及び活動結果について作成し、東葛飾地域振興事務所に提出したものである。

(3) 不開示の理由について

条例第8条第2号本文後段該当性について

本件決定文書中、「代表者」、「電話番号（連絡先）」、「発信元」、「電話番号」

は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものである。

「場所」は、推進隊の活動場所である交差点名が記載されており、学校及び通学する児童以外には公にすることは予定されておらず、活動場所を公にすることにより推進隊員個人のボランティア活動という日常生活の状況の一部が明らかにされることとなり、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

(4) 異議申立ての理由について

ア 異議申立人は、「交差点名の不開示は、『場所については個人に関する情報であって特定の個人を識別することはできないが開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、また、その他については個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため。』との理由であるが、交通安全推進隊ボランティア活動は、公衆の面前で、顔を隠さず、誰もが知っている実情で、不当である。」と主張するが、上記(3)で説明するとおり条例第8条第2号の不開示情報に該当するので、この主張に理由はない。

イ 異議申立人は、「同封の写真の交差点は〇市立〇〇〇小学校に面しており（当該小学校に面した交差点は1箇所）、女性を含む3人が配置されている。開示された交通安全推進隊の活動計画表及び結果表は、県の職員が偽造したものであるから、真実の開示報告書ではないので、ご検分いただきたい。」と主張するが、本件決定文書は、実施機関が実際に取得し、保有する文書であり、この主張には理由がない

2 平成28年1月25日付け理由説明書

異議申立人は平成26年3月7日付け異議申立書において、「交通安全推進隊ボランティア活動は、公衆の面前で、顔を隠さず、誰もが知っている実情で、不当である。」と主張している。

しかし、不開示とした「場所」は、推進隊の活動場所である交差点名が記載されており、学校及び通学する児童に対してはその運営上明らかにされている情報であるが、そのほか公にすることは予定されていない。

また、推進隊員には、氏名や発行番号、保険番号等を記載した登録証を交付しているが、これを活動の際に携帯することとなっており、活動場所を公にすることにより、その場所で登録証を携帯して活動している者が推進隊員であることが明らかとなり、ひいてはその氏名も知られることになる。そして、ボランティア活動という個人の日常生活の状況の一部が明らかにされることとな

る。

以上のことから、「場所」は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することはできないが、これを開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため不開示としたものであり、異議申立人の主張には理由がない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件決定文書を基に調査審議した結果、以下のとおり判断する。

1 本件異議申立てについて

異議申立人は、本件決定で交差点名の不開示が、「場所については個人に関する情報であって特定の個人を識別することはできないが開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため」を理由とするが、推進隊ボランティア活動は公衆の面前で、顔を隠さず、誰もが知っている実情で、不当であると主張している。

また、本件請求に添付した写真に関連して、写真の交差点は〇市立〇〇〇小学校に面しており、そこには女性を含む3人が配置され、活動していたが、応募者名簿の記載によれば、男性だけが活動しているはずであるから、開示された推進隊の結果表、計画表は、県の職員に偽造されたものであると主張している。

2 本件決定文書の特定の妥当性について

当審査会が事務局職員をして確認させたところ、異議申立人が本件請求に添付した写真の交差点は、異議申立人の主張するとおり〇市立〇〇〇小学校に隣接するものであると認められたが、他方、当審査会事務局職員をして実施機関職員に確認させたところ、異議申立人の指摘する女性を含む3人は推進隊員ではないことが確認された。

したがって、〇市立〇〇〇小学校区の推進隊員は男性であるところ、写真の女性とは異なることを根拠として、開示された本件決定文書は県の職員が偽造したものであり、真実の開示報告書ではないという異議申立人の主張はその前提を欠き、理由がない。

3 不開示の理由の妥当性について

- (1) 計画表及び結果表のうち、「場所」の欄について、異議申立人は、異議申立書において、「交通安全推進隊ボランティア活動は、公衆の面前で、顔を隠さず、誰もが知っている実情で、不当である。」と主張している。

(2) かしながら、不開示とした「場所」の欄の部分には、交通安全推進隊の活動場所である交差点名が記載されているところ、実施機関の説明によれば、当該場所は、学校及び通学する児童に対してはその運営上明らかにされている情報であるが、そのほかに公にすることは予定されていないとのことであり、推進隊員には、氏名や発行番号、保険番号等を記載した登録証を交付しており、これを活動の際に携帯することとしていることから、推進隊員の活動場所を公開すると、その場所で活動している推進隊員が携帯している登録証から当該推進隊員の氏名が明らかとなり、当該氏名と本件文書の開示部分とを照合することで、ボランティア活動という当該推進隊員個人の日常生活の状況の一部が明らかになると認められる。

以上のことから、「場所」の情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、かつ、同号イ、ロ、ハ、ニの除外事由に該当しないので、不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、実施機関の本件決定は妥当である。

6 附言

本件請求に添付された写真には、当人の承諾を得ないで写したと思われる人の肖像が含まれており、また、児童の写真も含まれている。

これらは被写体である個人の権利・利益を侵害するおそれもあるので、実施機関としては、このような写真等の含まれた行政文書開示請求書の取扱いには留意する必要がある。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成26年4月16日	諮問書の受理
平成26年5月21日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年6月19日	異議申立人の意見書の受理
平成27年12月22日	審議
平成28年1月25日	審議 実施機関から不開示理由の聴取 理由説明書の受理
平成28年2月29日	審議
平成28年3月2日	異議申立人の意見書の受理
平成28年3月24日	審議

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
下井 康史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)